

平成13年12月6日

環境大臣 川口順子 殿

(社)日本造園学会会長 輿水 肇

「新・生物多様性国家戦略」に向けて（提言）

生息地の消失や分断化に伴う野生生物種の減少、移入種による種および遺伝子レベルでの攪乱、放棄林や放棄田にみられる維持管理システムの崩壊による里地里山の荒廃など、生態系影響（エコロジカル・インパクト）が増大しており、循環的に維持されてきた生態系のバランスが崩れ、生物多様性に多大な影響が出るのが危惧されています。

一方、人間が人間らしく日々を豊かに生きていくうえで、多様な生物との多面的なふれあいの重要性が改めて認識されるようになり、人々の自然環境に対する関心や希求は飛躍的に高まっています。そして、生物多様性の保全、再生を目的とした住民やNPO法人による活動の活発化、また公的機関による河川や道路の整備に際しての自然環境の再生など、環境配慮の動きも多く見られるようになってまいりました。しかしながら、これらは個別の動きにとどまっているため、十分有効に機能しているとは言い難い状況にあります。各地域ひいては国家全体の生物多様性の向上に向けて、公的機関と住民との役割を相互調整し、個々の自然環境の有機的連携を図って高質な生態ネットワークを形成するトータルな仕組みの未構築が大きな問題であると言えます。

このように自然環境を取り巻く状況が大きく変化しており、生物多様性保全に向けて抜本的な枠組みの提示が求められております。都市域から奥山自然域に至る国土の自然環境保全・管理に関わる研究や技術を担ってまいりました社団法人日本造園学会といたしましては、生物多様性を支える自然環境の生態ネットワークとしての空間のあり方、そして中長期にわたる継続的な保全・管理の仕組みを計画、立案することが重要かつ緊急の課題であると認識しており、新・生物多様性国家戦略の策定に当たりまして、下記の諸点を盛り込まれますよう提言いたします。

- 1．温暖化をはじめとする地球環境問題をも視野に入れて国土の自然環境全体の目標像を明示し、その中で奥山自然域、里地里山域、都市域、そして干潟や湿地を含む水域など、各区分域の生物多様性保全に果たす役割とその取り扱い方針を明確にするとともに、その実現に向けて法制度などの仕組みを設ける必要がある。
- 2．生物多様性保全の観点から、各地域における自然環境全体を生態ネットワークとしてトータルに取り扱い、そのあり方を示す、自治体や住民などによる生物多様性保全のための「地域の計画」の立案を支援する仕組みを設ける必要がある。
- 3．里地里山域における自然環境の取り扱いに象徴されるように、生物多様性の保全や再生には「継続的な管理」の促進が重要な課題であり、土地所有者、住民、NPO法人による保全・管理活動に対する経済面や人材面での活動支援など、自然環境の保全・管理に関するソフト事業の拡充が必要である。
- 4．特に都市域において求められる自然環境の再生・修復・創出に関する技術の確立と実現のための事業推進が必要であり、合わせて環境教育をはじめ、身近に存在する自然と人との共生を支援するための施設や仕組みの整備についても技術の確立と事業推進が必要である。
- 5．各地域における自然環境の現状と生態系影響のメカニズムを把握し、保全戦略を検討するためには、基礎データの充実が必要であり、全国的にモニタリングサイトを設定するなど自然環境に関する高精度かつ継続的な調査を推進することが必要である。
- 6．生物にとって新たなインパクトとなる多様な人間活動を調整し、自然環境への影響を最小限にとどめるため、現行アセスメントに関わる技術や手法の向上、戦略的アセスメントの導入など調整のための仕組みの充実が必要である。
- 7．生物多様性保全に向けての基礎調査および計画や政策の立案を推進するためには、環境を統合的に検討できる専門の技術者や研究者の養成と活用、さらに地域における行政や研究調査機関、NPOなどの組織の充実が必要である。